∞∞∞

療法」、「国内初の△△治療」。（例３）「都内屈指の治療件数」、「〇千例の投与経験」。（例４）「〇〇療法は抗がん剤と違って体にやさしく、効果が高い」。どれも、科学的な根拠が乏しい。さらに、不安を煽り、患者さんを間違った方向へ誘導しようとしている。

現行の「医療法」ではホームページは規制の対象ではないにしても、列記したような広告は、医療法第 6 条の 5 の規定違反に抵触し得るかも知れない。薬事法第 68 条、不当景品類及び不当表示防止法第 4 条に抵触する可能性もある。』

追記すれば、医療法第 6 条の 5 第 3 項で、「第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたってはならない」と虚偽が禁止されている。第一項各号に掲げる事項とは、医師名、診療科名等であり、医療に関する広告には厳しい決まりがある。違反した場合、「6 月以下の懲役または 30 万円以下の罰金に処する」とある。ただし、ホームページは、患者さんが情報を得るために自分の意思でアクセスするので、広告と見なされないというのが一般的な見解のようである。だとすれば、新たな方法で規制する必要があるのではなかろうか。

最後に、「賢いリテラシーを育む努力をしましょう」より著者の思いを抄出する。

『残念なことだが、医師の性善説はかなり怪しくなっている。だから、患者サイドにある「きっと医者がベストを尽くしてくれるはずだから、すべてお任せ」というスタンスには、もはや限界があるだけではなく、むしろ大きなリスクがあるといっても過言ではない。

がんという病気には不確かなことが多く、いくら最善を尽くしても、必ずしも期待通りの結果に至らないことが少なくない。絶対に確実な治療やゼロリスクなどもない。だからこそ、それらを理解したうえで、過去には経験し得なかったような複雑さの中で、重要な意思決定が求められている。

世の中にある様々な情報と向き合ったとき、面倒くさがらずに、自身のがんのこと、治療のこと、死生感や哲学に至るまで、具体的な問いをもち続けてほしい。思考を停滞させてはいけない。

がんはある意味自己であり、がんと向き合うことは自分の人生と向き合うことに等しいような気がする。だからこそ、一人ひとりが賢い「がんリテラシー」を身に付けることで、自身の人生について、幸福について、賢く問い続けてほしいと心から願う。』

皆様も本書を通じて「がんリテラシー」をレベルアップさせ、「賢い患者」となり、素晴らしい人生を送って頂きたい。

理事　井上　林太郎